

高城地区における公共交通空白地有償運送について（概要版）

1 背景

高城地区では、平成13年のバス需給規制の廃止に伴い、地区と市街地とを結ぶ代替バス路線が減便されるのではないかと、との危機感からバス対策委員会を設置し、バスの利用促進を図り路線維持を図る取り組みを進めてきた。

この中で、地理的にバスを利用したくても利用することができない集落の対策が問題となった。高城地区は、地形的に集落の多くが谷筋に沿って点在しており、路線バスの走らない枝谷地区が9集落存在している。これら集落の高齢者等は、通勤や買い物などにバスを利用するためには、最寄のバス停まで2～3kmも歩かなければならず、日常生活に極めて不便を強いられていた。

そこで、これらの集落の高齢者、障害者等の自宅とバス停の移動を容易にし、家庭に閉じこもりがちになりやすい高齢者、障害者等の主体的で生き生きとした生活を支援するため、本事業に取り組むこととした。

2 運送に係るこれまでの経過

- 平成16年8月1日 自家用自動車による有償運送が許可、有償運送開始
- 平成18年7月20日 運送継続のための更新登録申請(7月28日許可)
- 平成18年10月1日 道路運送法改正(運転者要件の変更による国土交通大臣認定講習受講の義務化)
- 平成20年7月10日 運送継続のための更新登録申請(7月15日許可)
- 平成23年7月22日 運送継続のための更新登録申請(7月29日許可)
- 平成26年7月16日 運送継続のための更新登録申請(7月31日許可)
- 平成27年10月1日 高城線減便により運行便数が5便から1便に減少
- 平成29年7月10日 運送継続のための更新登録申請(7月28日許可)
(運行継続申請のため、平成29年7月10日の地域公共交通会議で運行継続を合意)

3 事業概要

- (1) 事業主体 特定非営利活動法人 たかしろ
- (2) 運送対象 あらかじめ登録した会員。会員は自宅から路線バスの停留所まで相当の距離があり、公共交通機関の利用が困難な移動制約者
- (3) 運送区域 倉吉市高城地区内
- (4) 運転者 会員のボランティア運転手(H30.3現在13名)
- (5) 使用車両 法人所有の車両(現在2台)
- (6) 損害賠償 対人賠償：無制限、対物賠償：500万円、搭乗者賠償：無制限
- (7) 運送対価 100円(2km未満：8集落)、200円(2km以上：9集落)
- (8) 運送回数 月・水・金の昼間、路線バスの下り1便に対応し、降車した会員を自宅まで運送している。(月曜日の朝のみ、希望に応じ自宅からバス停まで運送あり)
- (9) 実績等 平成27年10月1日からの減便(5便→1便)後も一定の利用者数を維持しているものの、平成29年度は前年度と比べやや減少幅が大きい。

年間利用者数

H25	H26	H27	H28	H29
541名	452名	311名	290名	225名

(概要図：高城線と公共交通空白地有償運送)

